

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成28年10月21日(金)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称：江南市立門弟山保育園	種別：保育所	
代表者氏名：大島 里美	定員（利用人数）：130名（129名）	
所在地：愛知県江南市久野町門弟山271		
TEL： 0587-54-0023		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和49年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：江南市		
職員数	常勤職員：28名	
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 5名
	(保育士) 21名	
	(調理師) 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 5室	(設備等) 遊戯室・医務室
		調理室・調乳室

③理念・基本方針

<p>◇市のめざす子ども像 豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども</p> <p>◇園の保育理念 子ども一人ひとりに寄り添い、遊びの中で学ぶ援助をし、保護者から信頼される保育園を目指す</p> <p>◇園の保育目標 一人ひとりが大切にされる中で、自分で考え行動する力の基礎を培う</p>
--

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・幼児における統合保育を行っている。
- ・今年、園内研究で“這う”遊びを通して子どもの姿勢を考えることに取り組んでおり、各年齢で1日1回は“這う”活動を取り入れるようにしている。年長児は、午睡の布団敷きの前に自分で縫った雑巾がけをしている。
- ・絵本の読み聞かせは、年齢に合わせて時間を決めて毎日取り入れている。保護者と子どもが家庭で絵本を通して豊かな時間が持てるように、絵本の貸し出しをしている。絵本の読み聞かせの年齢別学習会を江南市として取り組んでいる。
- ・身体を動かす遊びを、幼児は1日1時間以上の目標で取り入れるようにしている。
- ・異年齢の交流を無理なく取り入れている。
- ・小学校が隣接という恵まれた環境にあるので、日頃より小学校との連携を密にし、災害時に向けての小学校との合同訓練も実施している。
- ・地域の方と一緒に避難訓練実施を目指し、計画的に交流会を持ち協力体制を整えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年 7月20日（契約日）～ 平成29年 3月27日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の信念

市のめざす子ども像「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども」や園の保育理念の実現を目指し、改善意識の高い園長の下、職員一丸となつての園運営であり、保護者の理解や協力を得て相互の信頼関係を構築している。園長には強い信念がある。「現在の保育の実践を、“14歳になった時の子ども”にどうつなげるか」である。14歳とは、義務教育の最終年次である。幼児期に、豊かな心と丈夫な身体を備えたことにより、14歳のみならず大人になった自分を支えることとなる。今、園でなすべきことを見極めて保育を実践している。

◆他園との相互連携・改善活動の実践

昨年度の第三者評価を受審した他の保育園の改善の気づきが、当園で活かされていた。園長会が機能し、各園の相互の連携が図られ、改善活動が横展開に進んでいる。PDCAサイクルを意識した園運営の数々や実習生の受け入れに代表される「評価・検証」のシステムの導入等、第三者評価を受審するにあたって保育の質の向上が大きく前進している。

◆目的を持ったマニュアルの見直し

「感染症の予防マニュアル」や「発生時対応マニュアル」等に代表される子どもに直接関係するマニュアル類が整備されているが、加えて適切な見直しも実施されていた。特筆すべきは、「何故見直しをしたか・改訂したか」の意味付けが記されていることである。見直しや改訂の根拠（目的）を明確にすることによって、現場の保育士が方向性を見誤らずに、確実な保育を実践するための担保となっている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定にもPDCAサイクルの活用を

事業計画の策定にあたっては、各月に実施される行事を中心に事業計画を組み立て、それぞれの行事の「ねらい」を絞って(明文化して)取り組み、実施後に「評価反省」を行っている。さらに、「評価反省」で得た改善課題を次年度の計画に反映させる仕組みも構築されている。しかし、「ねらい」に数値目標の設定されているものがない。「ねらい」の中の可能なものに関しては、達成度が判定できるように数値目標を設定することが望まれる。

◆更なるマニュアルの整備を

様々な場面で、質が高く、かつ均一の保育を実践するために規程やマニュアルが整備されている。しかし、必要と思われるいくつかの手順が文書化されていなかった。例示すれば、「プライバシーの保護」(保29)や「(特別な配慮を必要とする子どもの)保護者の受容を進めるための支援」(保31)、「相談・意見に対する対応」(保36)、「改善課題を抽出した後の改善活動」(保43)、「保護者から情報の開示を求められた時の対応」(保45)等である。標準化した手順を文書化することによって、質の高い保育の実践が担保されるだけでなく、新入の職員研修にも役立てられる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価結果のコメントはとても具体的で、今後どうしていくとよいかの提案もあり、改善に向けて大変参考になりました。直ぐに改善できるところは、既に取りかかっていますが、江南市の保育園として改善するところは、全園に投げかけ進めていきたい。公立園が苦手なPRに力を入れたい。

自己評価と評価結果が、隣り合わせで綴られているととっても分かりやすいのではと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市が掲げる目指すべき子ども像「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども」を受け、園の保育理念、保育方針、保育目標へと展開している。子ども一人ひとりを大切に保育を目指し、“14歳になった時の子ども”(義務教育の終了)の姿をイメージして、自立・自我の芽を育てようとしている。家族アンケートの結果にからも、保護者への理念の浸透が分かる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
定期的に市・子育て支援課が主催する園長会や「子ども・子育て支援推進協議会」に出席し、園運営に必要な情報を入手している。隣接する小学校の教師と園の年長担当の職員とが懇親を図り、打ち合わせを行って円滑な小学校への進学に取り組んでいる。情報量には問題がないが、情報を園独自で分析したり、改善活動につなげる等の動きは少ない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保育ルームの物理的な狭隘、不足が課題として挙がっている。加配対象の子どもが各クラスに在籍することから、幼児クラス全てに複数担任が配置されており、保育に混乱は感じられない。大規模災害時の備蓄や対応にも不安を感じているが、それを解決すべく“BCP”(事業継続計画)を策定しようとの意識には至っていない。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22～26年度)の後継として、市が「子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度)を策定したが、それを受けて園独自の中・長期計画を策定しようとの動きはない。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
園独自の中・長期計画が明確に示されていないことから、事業計画は前年度の事業計画を踏襲する形で策定されている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
各月に実施される行事を中心に事業計画を組み立て、それぞれの行事の「ねらい」を絞って取り組み、実施後に「評価反省」を行っている。さらに、「評価反省」で得た改善課題を次年度の計画に反映させる仕組みも構築されている。しかし、「ねらい」に数値目標の設定されているものがない。「ねらい」の中の可能なものに関しては、達成度が判定できるように数値目標を設定することが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
行事計画が中心となるが、園だよりやボードでの掲示によって、園の活動は保護者に周知されている。「食育」に関しても栄養士が作成した「ペろりんだより」によって、子どもの食事の様子やエピソードが保護者に伝えられている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
保育の質を測る指標が明確になっていない。保育の質の向上＝利用者等(子どもと保護者)の満足度の上昇と捉え、定常的(定期的かつ比較する対象項目・指標を同じにする)なアンケートの実施等で、現状を把握することから取り組みを始めてほしい。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
初めての第三者評価受審であることから、改善活動は今後の課題となる。課題が明確になったら、それぞれの改善課題に対して、改善の方法、改善活動の責任者(担当者)、改善期限等を明確にした改善計画を作成し、組織的・計画的な改善活動が展開されることを期待したい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
市の作成した「職務分担表」により、園長をはじめ各職員の責任の所在が明確になっている。「消防計画」や「不在時対応マニュアル」、「事故対応マニュアル」等、それぞれの場面に応じて責任体制を明確にしたマニュアルもある。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「保育者の心得」を職員全員で読み合わせ、コンプライアンス重視の意識を徹底している。「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害を持った子どもや気になる子どもに対する合理的配慮についても取り組んでいる。専門家のアドバイスを受けて保育環境をシンプルにしたり、対象となる子どもの行動を制限せずに他のクラス(保育室)への出入りを容認したりと、画一的な保育から脱した取り組みを行っている。「一人ひとりが大切にされる・・・」との保育目標に通じるものがある。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
“14歳になった時の子ども”に照準を当てて保育の質の向上に取り組んでいる。公立の保育園であることから、10年後の子どもの姿やその成長を検証することは不可能に近いが、できる範囲で検証の方法を探してほしい。一部の民間園で実施されている「同窓会」の開催や、ボランティアのスタッフとして園のイベントへの参加を呼び掛ける等、14歳になった卒園生を“見る”取り組みに期待したい。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
運動会では、「優先席」や「思いやり席」を設けることによって保護者の場所取りが軽減された。「自然の恵み教室」には環境アドバイザーをボランティアとして招き、参加した年長の子どもたちにとっては貴重な学びの場となった。ノーカードを設けたり、職員の休憩時間を確保するために園長、園長代理が保育の現場に入ることをルール化したりと、様々な業務改善が進行している。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
市・子育て支援課の策定した「子ども・子育て支援事業計画」によれば、平成32年度までは既存の公立保育園で市内の保育ニーズ(量の見込み)は確保できると推測している。しかしその計画の中に、保育士の採用・育成等の保育所の事情が取り上げられていないことに危惧の念を覚える。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
市の制度として自己申告制度や自己評価の制度があり、面談も年間2回実施されている。面談は、育成面談と処遇面談の両面性を持っているが、面談の記録が整備されておらず、育成面からみると継続した職員指導に課題を残している。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
働きやすい職場の実現のため、年に2回の面談では個人的な事情も話し合い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した「時短勤務」も実現している。有休や振休の制度も活用されているが、職位・職種によっては有給休暇が取りづらくなっている。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の主導による研修については、現在階層別研修の体系化に向けて制度構築中である。正規職員を対象として、人事考課と目標設定シートによる人材育成に取り組んでいる。正規職員の2倍の数の非正規職員に対しても、同等の制度適用が望まれる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市・子育て支援課主導の研修が組まれているが、園長会や研修委員が中心となって研修体系の見直しも行われている。現在、階層別の研修体系を構築中である。研修後には、「研修受講報告書」の提出を求め、最終的には園長による研修の必要性評価(効果検証)も行われている。職員個別の研修受講記録がリスト化されており、研修の履歴管理が行われている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
職員が多いことから、研修への参加に偏りが出ている。その弊害を解消するために、外部の研修に参加することを推奨しており、意識の高い職員については積極的な参加が見られる。しかし、この自主研修に関しては「研修受講報告書」の提出を求めている。自己啓発の研修効果は大きく、義務的研修の比ではない。自己啓発で参加する自主研修こそ、ぜひ園長による必要性評価(効果検証)の実施を望みたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
年間に数名規模ではあるが、保育実習生を受け入れている。「受け入れ担当者マニュアル」に沿って実習を実施し、実習の終了後には反省会を実施して実習生の受け入れを総括的に評価・反省している。反省会の記録も残しており、次年度の実習生受け入れ計画への反映も可能である。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
行事・イベントが中心であるが、定期的に園のホームページを更新して情報を開示している。苦情等の公表についてのルールが定まっておらず、今年度に寄せられた4件の苦情に関してもその内容は社会一般には公表されていない。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の基準に則って行政監査が定期的実施されており、透明性は確保されている。外部監査の実施はない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの社会性を育てるために、地域との交流・連携を図ろうとの思いは強い。プレ運動会に地域住民の参加を呼び掛けたところ、20名程の来客があった。高齢者施設との交流やボランティアの有効活用を図る等、積極的に地域との関わりを持つことが期待される。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
ボランティアの受け入れに関するマニュアルがなく、中学生の福祉体験学習の受け入れを除けば、さしてボランティアの来訪はない。ボランティア受け入れの意義や目的を明確にしたマニュアルを作成中であり、マニュアルの整備に合わせて職員の意識が高まることを望みたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
社会資源の一覧表が掲示しており、地域との関係機関とも連携を密にしている。民生委員児童委員や幼稚園、小学校の教員とも情報を交換する機会があり、市・子育て支援課とも連携してネグレクトを疑われる子どもの早期発見に努めている。現在2名の心配される子どもの通園があり、詳細な記録を取って実務者会議に諮っている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年間7回開催される未就園児の親子を対象とした「ほほえみ広場」には、30～40名の親子が集まる。月～金曜日には育児相談を受け付け、赤ちゃんを連れた母親が授乳やおむつ交換のために気軽に立ち寄れる「赤ちゃんホットステーション」も開設されている。AEDの設置があり、地域に周知して安心感を与えている。大規模災害時に、保育所機能の早期回復を果たすべく、BCP(事業継続計画)の作成も視野に入れてほしい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
児童委員会や「ほほえみ広場」に集まる未就園児の母親から、福祉ニーズ(保育ニーズ)の把握に努めている。地域的には一時保育のニーズが高いが、当園での実施はない。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する基本姿勢は、保育課程や入園のしおり等に記載されている。職員周知はタレで唱和したり、市開催の人権教室に子どもと共に参加したりする取り組みがある。保護者には、園長が行事の挨拶に理念や方針を織り込んで説明する等、理解の機会としている。性差への先入観による対応は、今までの歴史があるためまだ踏み込めない一面を残している。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護についての規定やマニュアルはないが、保育の実践はプライバシーを配慮して行われている。今回第三者評価受審を受けるにあたり、プールが道路に面しているため目隠しの必要性に気づき、次年度の課題としている。プライバシー保護についての規程やマニュアルを文書化されたい。虐待防止の規程は市から各園に配布され整備されている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページに掲載し、保育所の案内が市に設置されている。園の掲示板や園庭解放利用者に口頭で知らせている。「江南市立保育園のご案内」に各園の特徴やPRが織り込まれ、保育園の紹介としては理解しやすい。今まで見学者はないとのことだが、今後見学者用に、保育園独自の理念や方針を盛り込み、保育サービスの内容と合わせて情報提供できるツールの作成を望みたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の「保育所のしおり」で説明し、同意のもとに入所はされているが、同意書は書面で残されていない。説明資料は所どころに挿絵が入り、読みやすく工夫がされている。特別な配慮を必要とする子どもを持つ保護者に向けても適切な説明がされているが、「保護者の受容」に至るまでのプロセスを文書化し、ルール化されることを望みたい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した引継ぎ文書は定めていないが、市内転園時には資料が添付され保育の継続性が保たれている。市外は一旦退園扱いとなるため「災害共済給付制度」加入の有無を添付するのみである。ただし、転園先から問い合わせがあれば口頭で伝えている。退園児には、子育て相談や園庭解放を進める言葉掛けはするが、案内文書は作成されていない。今年度から、卒園児を対象に卒園後の相談窓口の文書を渡す準備を進めている。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足を把握する取り組みとして、送迎時の会話や保護者参加の行事後のアンケート、個別面談等を行っている。把握した内容の分析・検討や改善されたことは個別に口頭で伝えており、記録では確認できなかった。子どもの満足を把握するために子どもの内面理解に心掛けているが、取り組みの経緯や事例等を記録として残すことが望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制は整備されており、掲示板や園のしおり等にも記載されている。苦情解決の一連の過程は記録にも残しており、適切に保管されている。しかし、保護者へのフィードバックに関しては、申し出た保護者には行われているが、他の保護者には公表されていない内容もある。規程の改訂も含め、申し出た保護者に配慮(公表することの同意)した上で公表する仕組みづくりを期待したい。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保護者の送迎時に個々に声掛けしており、相談窓口の一覧表も掲示板で知らせている。相談は事務室で行われるが、廊下から相談者の姿が見えてしまい、プライバシーや個人情報の保護の観点から課題を残す。衝立とかコーナーで目隠しをしたり、空き部屋を利用する等、環境整備を検討されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
相談・意見に対しての対応マニュアルは整備されていない。保護者からの意見を保育の質の向上に役立てているにも関わらず、改善策や対応の記録が残されていない。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
リスクマネジメント体制は構築されているが、ヒヤリハットの報告書、事例収集はない。また、事故報告はされているが、再発防止の点検が改善策の作成や改善活動まで踏み込んでいない。事例を基にした職員研修に生かすことを望みたい。遊具の点検は毎日実施され、記録も残されている。専門業者による安全点検も年2回実施されている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
市から配布された「感染症予防マニュアル」「発生時対応マニュアル」共に整備されている。マニュアルも見直され、何故見直したかの意味付けも記されている。保護者への情報も口頭・掲示・お便り帳等を活用して適切に行われている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
防災計画・消防計画は作成されているが、食料や備品等の備蓄リストはなく、点検表を用いての点検は行われてない。防災訓練として家族への引継ぎ訓練をした際の反省として、「引き渡しに時間を要した」「ペンを用意しておくとうい」等が上がり、災害時の対応体制に問題があることに気づいている。防災計画は作成されているが、職員の役割分担や職員の留意点の記入はされていない。災害発生時の初動時対応や出勤基準等の行動基準の策定は、今年12月中に作成予定である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法が文書化され、管理案・マニュアルも含め1冊にまとめられている。職員には必要な情報を1枚1枚紙面で提供しているが、冊子ではないため保管の方法を検討されたい。また、保育実施時の留意点や業務手順等は見当たらない。保育の個々の場面はデイリープログラムで抑えられているが、保育の実施方法は明文化されていない。その補いを園長代理が会議や夕礼で確認しているが、漏れを少なくするためにも文書化が求められる。		

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法の見直しは例年だと年度末に1回行っているが、今年度は7月にも見直しを行った。会議での話し合いに留まり、改善点を見出すまでには至っていないため、保育に生かすことが出来ていない。しかし、前期・後期と見直しを積極的に実施することで、次年度まで待たずに保育に反映できる仕組み作りは評価したい。今後も是非、PDCAを活用して保育に反映されたい。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
3歳未満児・障害のある子たちの個別指導計画はあるが、3歳以上児の個別指導計画は作成されておらず、現在は保育の記録で補っている。今後徐々に作成されることを望みたい。また適切なアセスメントを実施するために、職員間で「アセスメント」と言う言葉の共通理解を図って取り組んだ。「気になる子の個別コメントを盛り込むことから始めたい」と、改善に向けた動きが既に始まっている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
見直しによって変更した指導計画の職員周知、評価した結果を次の計画に生かしているが、指導計画の見直しの時期や検討会議参加者等、組織的な仕組みを定めての実施はない。また、見直しによって標準的な実施方法に反映すべき課題が明確になった場合に、記録に残して改善・改定していく手順が明確になっていない。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の実施記録は適切に記録されている。職員の現職場での平均勤続年数が11年と長く、ベテラン職員が多いのも好影響である。記録も職員間で共有化されており、情報が的確に届くよう引継ぎサインの徹底がなされている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
コンプライアンスは職員チェックシートで徹底されている。「個人情報保護規程」により、保育の記録の保管・保存・廃棄等は市に準じて実施されており良好である。開示規程は市の条例が使われ、保護者から情報の開示を求められたら、市の子育て支援課にて決裁を取るルールがある。しかしルール化されたことを示す文書は見当たらなかった。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育課程は市で編成されて各園で共有しているが、園による個別の事業や保育内容の独自性を盛り込んでいる。当該園では伝承遊びや地球環境教育として資源の分別・緑のカーテン等に取り組んでいる。保育課程は年1回見直しをしているが、次の編成に役立てるための記録は残されていない。</p>			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育室が、遊び・食事・午睡の場になるため切り替えが必要であり、そのためにパーテーションで仕切ったり、玩具が目に入らないように布で目隠ししたりして落ち着ける場の工夫をしている。環境はシンプルに整え、常に清潔を保つための配慮をしている。しかし幼児クラスは3部屋のためクラス人数が多く、食事や午睡のための心地よい空間としては課題を残している。</p>			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子ども理解や支援の方法について専門家から指導を受け、子どもの欲求を受け止めるように努力をしている。しかし、支援の必要な子どもが多いため、危険が伴う行動に対してはつい制止の言葉を使ってしまうのが現実である。「廊下は走ってダメ」ではなく、「廊下は歩いていこうね」の肯定的な表現を視野に入れての保育実践も適切な援助の一つであろう。</p>			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>基本的な生活習慣の習得が出来るような働きかけや援助は、経験豊富な保育士が多いため良い結果が出ている。経験の浅い保育士には良いお手本となっている。また子どもが自分の健康に関心を持つよう、病気の予防や健康増進として基本的な生活習慣を身につけていく時、自分で出来たと思えるような援助を心がけている。</p>			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>統合保育をしており、障害児10名それぞれに障害名・程度が違い、自主的・自発的に遊びができる環境を整備すると情緒面で刺激が多すぎるため、あえて環境をシンプルにしている。子どもが主体的に活動できる環境整備は、次の行事を見据えて主に職員が用意することが多い。そのため、表現活動が自由に体験できる環境づくりは難しい課題ではあるが、子どもと一緒に環境を作り上げていくことも心掛けたい。</p>			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>乳児保育(0歳児)未実施のため非該当。</p>			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>1・2歳児は自我が芽生え始め難しい場面もあるが、経験豊かな保育士が中心になって計画・環境整備が進み、自我の育ちを受け止めているためトラブルも少ない。家庭との連絡は連絡帳や送迎時に行っているが、経験豊かな保育士が子育ての相談にも応じ、連絡帳や口頭で完結させている。相談記録の様式は整備されているので、必要に応じて相談等の記録を残し、経験の浅い保育士の指導や勉強にも役立てて頂きたい。</p>			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもの育ちや活動をクラス便りやホワイトボード等で知らせており、通りすがりの地域の人には園外にある掲示板を使って発信している。子どもの取り組んだ共同活動についても、個人情報に配慮して発信している。園外掲示板のため、雨風の対応にも配慮している。子どもの育ちや共同的に取り組んできたことを就学先の小学校にも伝える工夫がある。</p>			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>障害のある子ども10人は加配性で統合保育を行っている。医療機関、専門機関、職員研修も実施され、個別の指導計画の下、クラスの指導計画との関連性が適切に配慮されていることが統合保育の良さとして出ている。環境は専門機関のアドバイスや研修等から、刺激が多すぎないように工夫したり配慮をしたりしている。</p>			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
<p>長時間保育のおやつは家庭から持参するため、種類や量は保護者と話し合いをしている。友達が食べているものを欲しがる年齢でもあるが、適切に指導されているのは経験豊かな保育士の多い保育園だからであろう。保育の連続性に配慮した指導計画はデイリープログラムで行っているが、一歩進めて、一日の生活を見通した上で子ども主体の計画が立案されることを望みたい。延長保育への引継ぎには、引継ぎ用紙を使用して健康面・情緒面に配慮して適切に行っている。</p>			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>ほとんどの子どもが通うこととなる小学校はすぐ隣にあり、学校の様子をわざわざ訪問をせずともすぐ分かる利点がある。幼保小が連携して公開保育を行っており、小学校の教員も参加して鉛筆の持ち方や姿勢等の貴重な意見交換が行われ、保護者にも報告して積極的な活動を展開している。特別な配慮を必要とする子どもに対しても、適切な連携が図られている。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>「健康管理マニュアル」「保健計画」が作成されており、健康面に配慮した適切な保育が行われている。乳幼児突然死症候群の睡眠時チェックを行い、事故を予防している。予防接種や健診等、随時連絡を受けて記入するが、年1回保護者に返して確認してもらい記入漏れを防いでいる。</p>			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>保護者アンケートでは、結果報告100%の回答率である。結果を保育に反映させる取り組みとして、歯磨きや手洗いの励行等が行われている。</p>			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>「アレルギー児対応マニュアル」「緊急対応マニュアル」は整備され、医師の指示の下適切に行われている。職員の知識や技術の習得もエビペンまでされている。保護者との連携状況が献立表等の資料・記録で確認できる。</p>			

A-1-(4) 食育、食の安全		
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもが「食」に興味を持つよう、畑で野菜作りをしている。4歳、5歳児クラスの子どもが保護者会の手配したさつま芋の芋づるを植え、秋の収穫時には4、5歳児に加えて3歳児も芋ほりを体験している。クッキングも、子どもたちにとって貴重な経験となっている。		
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
7名のアレルギー対応の子どもがおり、保護者と連携して安全な食事を提供している。園長代理、栄養士、調理員を中心とした献立作成委員会があり、積極的に子どもたちから給食に関する話を聞き取っている。毎月、栄養士が「べろりんだより」を作成し、子どもたちの食事の様子やエピソードを保護者に伝えている。		
A-2 子育て支援		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
3歳未満児と障害を持つ子どもについては、連絡帳を使って保護者との連携を図っている。連絡帳の内容から個別面談につながるケースもあり、連絡帳の原簿は園が保管するため、保育の継続性は担保されている。3～5歳児についてはボードでの連絡となる。「食育」に関しては、栄養士が作成する「べろりんだより」を年間3回保護者に届け、家庭との連携を図っている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
保育時間中の与薬に関しては、その都度保護者から「与薬依頼書」を提出してもらっている。さらに、成分表を添付することによって、職員の側の意識を高めて事故の無いように留意している。チェック体制も整っており、誤薬の報告例はない。		
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
虐待、ネグレクトの対象となっている子どもはいないが、観察して「処遇見守り票」を毎月提出する子どもが2名在園している。チェックリストを使って職員研修を行い、虐待等の権利侵害が疑われる場合には早期に発見する体制を構築している。		
A-3 保育の質の向上		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
それぞれの職員が、担当するクラス(あるいは業務)の指導計画等を通して振り返りを行っている。クラス運営の評価、子どもへの療育の評価は実施されているが、自身の保育に対する姿勢や自己啓発の評価等は深掘りされていない。職員自身が、自らの業務を客観的に評価する仕組み作りが求められる。		